

## 第 1 2 号議案

### 豊川市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

豊川市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

豊川市長 山 脇 実

### 豊川市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

豊川市公共用物の管理に関する条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 電柱等の工作物の項中「830円」を「1,100円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「1,700円」を「2,200円」に、「740円」を「940円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「1,600円」を「2,100円」に、「74円」を「94円」に、「7円」を「9円」に、「4円」を「6円」に、「730円」を「920円」に、「450円」を「570円」に、「1,500円」を「1,900円」に、「620円」を「790円」に改め、同表水管、下水道管、ガス管等の物件の項中「31円」を「40円」に、「45円」を「57円」に、「67円」を「85円」に、「89円」を「110円」に、「130円」を「170円」に、「180円」を「230円」に、「310円」を「400円」に、「450円」を「570円」に、「890円」を「1,100円」に改め、同表通路等の施設の項中「1,200円」を「1,100円」に、「690円」を「680円」に、「1,500円」を「1,900円」に改め、同表看板等の物件の項中

「

|            |        |
|------------|--------|
| 1 本につき 1 年 | 1,200円 |
|------------|--------|

」を「

|            |        |
|------------|--------|
| 1 本につき 1 年 | 1,500円 |
|------------|--------|

」

に、

「

|            |        |
|------------|--------|
| 1 基につき 1 月 | 2,300円 |
|            | 1,200円 |

」を「

|            |        |
|------------|--------|
| 1 基につき 1 月 | 2,300円 |
|            | 1,100円 |

」

に改め、同表太陽光発電設備及び風力発電設備の項中「1,500円」を「1,900円」に改め、同表津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の項中「0.028」を「0.034」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市公共用物の管理に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公共用物を使用する物件について適用し、施行日前に公共用物を使用する物件については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の豊川市公共用物の管理に関する条例第4条又は第6条の規定に基づき許可を受けたことにより、施行日前から引き続き施行日以後も公共用物を使用している物件に係る令和元年度の使用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

#### 理 由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部改正を踏まえ、公共用物の使用に係る使用料の適正化を図る必要があるからである。